

消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリングの対象施策等

平成25年11月26日(火)16:00～

●共通で説明を求める事項

- ・各施策の概要、これまでの取組状況、成果
- ・今後の取組方針、課題

	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
金融取引①	47	商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行います。	継続的に実施します。	農林水産省 経済産業省	金融庁 農林水産省 経済産業省	・商品先物取引における不招請勧誘の禁止についての検討状況について説明されたい。 ・当委員会の「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見」(平成25年11月12日)を踏まえた対応について説明されたい。
金融取引②	48	金融商品取引業者等について、様々な情報の収集・分析を行うことにより、業務の状況を適切に把握するよう努め、検査・監督を通じて問題が認められた場合は、必要に応じて行政処分等の投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。	引き続き実施します。	金融庁		
	60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	一部実施済み。継続的に実施・引き続き検討します。	消費者庁 警察庁 金融庁	金融庁 警察庁	1. 適格機関投資家等特例業務届出者及び第二種金融商品取引業者に係る消費者被害の実態及び被害防止対策の実施状況について説明されたい。(警察庁、金融庁) 2. 高齢者の消費者取引トラブルは金融商品が大きな課題となっているが、適合性の原則の遵守の状況及び対策について説明されたい。(金融庁) 3. クラウドファンディングについて、政策効果(プラス面とマイナス面)をどう評価して審議がなされているのか。消費者保護上の問題についての審議内容について説明されたい。(金融庁)
	62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への差止め命令の申立てに係る調査権限等行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。	引き続き実施します。	金融庁		
個人情報保護(ビッグデータ)	166	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。	審議の結果を踏まえ検討に着手します。	消費者庁 関係省庁等		
	177	①情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ(個人に関する情報)のネットワーク上での利用・流通を促進します。 ②急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(平成24年8月)を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明する方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。 ③パーソナルデータの利活用に当たって、事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。 ④オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルール策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。	①「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書(平成25年6月公表)を踏まえ、実施します。 ②利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン時代の安心安全な利用環境の在り方に関するWG」における検討(平成25年7月を目途に取りまとめを行う予定)も踏まえつつ、継続して実施します。 ③IT融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書(平成25年5月公表)を踏まえ、平成25年度から実施します。 ④IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を設置して検討を開始し、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づく各施策を関係省庁等が実施します。	内閣官房 総務省 経済産業省 消費者庁 関係省庁等	内閣官房 総務省	1. IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」が年内に結論を出す方向で検討中の制度見直し方針の検討状況について説明されたい。(内閣官房) 2. 平成25年9月公表の「スマートフォン安心安全強化戦略」における利用者情報に関する課題への対応策について説明されたい。(総務省)